

名古屋市交通局後援名義使用承認取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、後援名義として「名古屋市交通局」の使用承認に関する取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(申請)

第2条 後援名義の使用を希望するもの（以下「申請者」という。）は、「後援名義使用承認申請書」（様式1）（以下「申請書」という。）を名古屋市交通局長（以下「交通局長」という。）に提出するものとする。

(審査)

第3条 交通局長は、後援名義の使用について、名古屋市交通局（以下「交通局」という。）の施策の推進に寄与すると認められる事業を承認する。ただし、事業の内容が、次のいずれかに該当すると認められる場合は承認しない。

- (1) 事業の内容が、営利を目的とする場合
- (2) 事業の内容が、政治活動、宗教活動又はそれらに準じた行為である場合
- (3) 事業の内容が、法令等に違反し、又は公序良俗に反する場合
- (4) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が実施する事業である場合
- (5) 前4号のほか、事業の内容等が、交通局が後援するにふさわしくない場合

(審査結果の通知)

第4条 交通局長は、前条の規定により、後援名義の使用について、承認することを決定した場合は「後援名義使用承認通知」（様式2）（以下「承認通知」という。）を、承認しないことを決定した場合は「後援名義使用不承認通知」（様式3）を申請者へ交付する。

(報告)

第5条 申請者は、後援名義使用事業が完了した場合は、2か月以内に「後援名義使用事業実施報告書」（様式4）を交通局長に提出する。

(事業の変更)

第6条 申請者は、承認通知の交付を受けた後に申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに「後援名義使用事業変更申請書」（様式5）（以下「変更申請

書」という。)を交通局長に提出するものとする。

- 2 交通局長は、提出された変更申請書について、第3条に定める審査を行ったうえで、第4条に定める通知を行う。

(承認の取消)

- 第7条 後援名義の使用承認後に、第3条各号に規定する事由に該当することとなったとき又は後援名義の使用申請をした当時に同条各号に規定する事由に該当していたことが判明したときは、承認を取り消し、「後援名義使用取消通知」(様式6)を申請者に交付する。

(その他)

- 第8条 交通局は、後援名義使用事業の管理・運営に関与しない。
- 2 交通局は、後援名義使用事業に対して経費の負担及び労務の提供を行わない。
 - 3 交通局は、後援名義使用事業の実施中に災害、事故、又は病人等が発生した場合の責任を負わない。
 - 4 この要綱に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、必要な事項を定めることとする。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。